

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 平成26年度第3回水戸市行政改革推進委員会
- 2 開催日時 平成26年11月27日（木）午前9時30分から午前11時30分まで
- 3 開催場所 本庁舎南側臨時庁舎2階大会議室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委員
小林照穂，谷口孝悦，鹿倉よし江，田山和子，保立武憲，高島和子，軍地美代，
宮下有一，馬渡剛，福澤真一
 - (2) 執行機関
磯崎和廣，小川喜実，柏広和，武田秀，村沢晶弘，柏直樹，篠原勤，宮川孝光，
堀野辺直，山田政則，深谷晃一，榊原可奈
 - (3) その他
委員欠席者：玉川直樹，大関茂，早船徳子，豊崎繁，小野修一郎
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - (1) 水戸市行財政改革プラン2013実施計画実施状況について（公開）
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数 0人
- 8 会議資料の名称
 - (1) 水戸市行財政改革プラン2013実施計画実施状況概要について
 - (2) 水戸市行財政改革プラン2013実施計画実施状況（平成26年9月30日現在）
 - (3) 第3回行財政改革推進委員会質問一覧表
 - (4) 水戸市行財政改革プラン2013実施計画実施状況に対する質問及び回答
- 9 発言の内容

○執行機関 本日は，大変お忙しい中，委員の皆様にはお集まりいただきまして，誠にありがとうございます。第3回水戸市行政改革推進委員会を開会させていただきます。

本日の出席委員は，10名でございます。欠席委員は，___委員，___委員，___委員，___委員，___委員で，御都合により欠席との御連絡がございましたので，御報告いたします。

議事進行は，行政改革推進委員会条例第6条の規定に基づき，___委員長にお願いい

たします。

○委員長 それでは、会議次第に基づき議事を進めることといたします。

水戸市附属機関の会議の公開に関する規程に基づき、会議録の公開が後日必要となりますので、会議録署名人を指名させていただきます。____委員と____委員をお願いいたします。

それでは、水戸市行財政改革プラン 2013 実施計画実施状況(平成 26 年 9 月 30 日現在)について、事務局から説明をお願いいたします。

○執行機関 まず、本日の資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、資料①から資料④となっております。資料①及び資料②については、事前に送付させていただいております。資料①が水戸市行財政改革プラン実施計画実施状況の概要について、資料②が水戸市行財政改革プラン 2013 実施計画実施状況(平成 26 年 9 月 30 日現在)でございます。資料③及び資料④については、本日配布させていただいております。資料③が第 3 回行政改革推進委員会質問一覧表、資料④が水戸市行財政改革プラン 2013 実施計画実施状況に対する質問及び回答でございます。

それでは、資料の説明に移ります。資料①を御覧ください。

水戸市行財政改革プラン 2013 実施計画実施状況の概要についてですが、本市では、市民が安心して暮らせる未来へ向けた行財政運営の実施を目指し、市民の視点に立った行政サービスの提供を始めとする 5 つの基本的方向を柱に、36 の実施項目について取組を進めております。

36 の実施項目のうち、協働事業の充実と体制づくり、簡素で機能的な組織・機構の編成など、8 の実施項目(22%)において、平成 26 年度の年度計画を達成しております。しかし、公の施設の管理運営に係る民間活力活用の推進、人事配置による職員の能力育成など 28 の実施項目(78%)においては一部実施にとどまっております。また、財政効果としては、給与の適正化、未利用財産の処分などにより、平成 26 年 9 月 30 日現在で約 18 億 2,000 万円の財政効果を上げています。

裏面については、実施状況の一覧と財政効果について記載してありますので、御参照ください。

資料②を御覧ください。こちらは、行財政改革プラン 2013 の 36 の実施項目について、平成 26 年 9 月 30 日現在の進捗状況を取りまとめたものでございます。

2 ページを御覧ください。一覧表の真ん中の実施状況の欄に、平成 26 年 9 月 30 日現在の状況を記載しております。その左側の欄には、期間内における年度計画を記載しております。目標を達成したものについては「●」としております。

「実施」、「一部実施」の表記については、平成 26 年度の年度計画を達成できたかどうかで判断しております。今回は、平成 26 年度の年度計画を達成し、実施項目が「実施」となっているものと、平成 26 年度に財政的効果が出ているものについて御説明いたします。

8 ページを御覧ください。実施項目 6 の協働事業の充実と体制づくりについてですが、行政課題提示型協働事業の提案公募については、提案件数が 3 事業ありまして、2 事業を決定・実施しております。自由提案型協働事業の提案公募については、提案件数が 5 事業ありまして、4 事業を決定・実施しております。

また、協働事業を機能的に推進する体制づくりについてですが、新任協働推進委員を対象に研修会を実施しており、平成 26 年度は 20 名が参加しております。さらに、基本研修第 2 部課程において「協働のまちづくり」を、基本研修第 4・5 部課程研修において、「住民協働能力向上研修」を実施しておりますので、「実施」としております。

12 ページを御覧ください。実施項目 10 の簡素で機能的な組織・機構の編成についてですが、平成 26 年度は、新庁舎整備課の設置、国体推進課の設置、開江浄水場と楮川浄水場の統合など、平成 25 年度比で 2 課の増、1 施設の減となっており、「実施」としております。実施項目 12 の行政評価の推進についてですが、新規評価として滞納整理事務 9 事業と継続評価として公の施設の管理運営に係る事務 11 事業の行政評価を実施したため、「実施」としてしております。

18 ページを御覧ください。ページの一番下でございますが、平成 26 年度から単独調理校調理等業務の委託により 606 万 6 千円の支出削減となっております。

20 ページを御覧ください。下から 2 番目の市営住宅についてですが、平成 26 年度から指定管理者制度を導入しまして、158 万 4 千円の支出削減となっております。

26 ページを御覧ください。実施項目 22 の給与の適正化についてですが、市独自基準による給与減額の実施を行っており、414 万 2 千円の支出削減となっております。

27 ページの中段になりますが、平成 26 年 4 月から自宅に係る住宅手当を廃止しておりまして、747 万 6 千円の支出削減となっております。

28 ページを御覧ください。実施項目の 24 の公債費負担の適正化についてですが、平成 26 年度予算において、一般会計の普通債の新規発行額（大規模な施設整備は対象外）を償還元金の 8 割以内に抑制しているため、「実施」としてしております。

29 ページを御覧ください。一番下のその他の使用料・定数料の改定についてですが、平成 26 年 3 月に使用料・手数料の改定に係る条例を改正し、平成 26 年度に改定の実施をしておりまして、776 万 7 千円の収入増となっております。

30 ページを御覧ください。実施項目 26 の補助金・負担金の適正化についてですが、平成 26 年 8 月から補助金等検討専門員会議を実施し、検討を進めております。平成 26 年度の財政的効果については、平成 21 年度の検討を踏まえ、減額 1 件で 20 万円の支出削減となっております。また、負担金の見直しについては、予算編成時において毎年負担金の見直しを行っておりますので、「実施」としてしております。

39 ページを御覧ください。実施項目 29 の未利用財産の活用と処分についてですが、総務部管財課分において、未利用財産の処分 9 件と市有地の貸付け 78 件で合計 3,525 万 7 千円の収入増、水道部経理課分において、未利用財産等の貸付け 2 件で 101 万 3 千円の収入増となっており、「実施」としてしております。

40 ページを御覧ください。実施項目 31 の新たな財源の拡充についてですが、平成 26 年度新規実施分として、広告 2 件で 58 万円の収入増となっており、「実施」としてしております。

43 ページを御覧ください。実施項目 35 の多様な人材の確保についてですが、事務（特別選抜）試験の実施により、平成 26 年度 3 名採用、民間企業等経験者を対象とした採用試験の実施により、平成 26 年度土木 2 名を採用しており、「実施」としてしております。

資料②の説明は、以上で終わります。資料③は、資料②について、事前に頂いた質問を

一覧表にしたものでございます。資料④は、事前に頂いた質問と担当課の回答をまとめた資料となっております。以上で説明を終わります。

○**委員長** ただ今、行財政改革プラン 2013 実施計画の、平成 26 年 9 月 30 日現在の実施状況について報告がありました。

本日の資料は事前に皆様にお届けし、あらかじめ質問を頂いておりますので、まず、その質問についての回答をもらい、その上で関連する御質問も受けながら、進めてまいりたいと思います。

本日は、質問があった項目の所管課長に御出席いただいております。なお、出席している課長は、事前の質問と関連の質問が終了したところで退席していただくことにいたします。また、時間が限られていることから、五つの大きな柱ごとに進めてまいりたいと思いますが、市民生活課長の都合上、第 2 の基本的方向「市民との協働による地域力の活用」を最初に審議したいと思います。

それでは、第 2 の基本的方向「市民との協働による地域力の活用」の質問に移らせていただきます。改革項目の 9 について、回答をお願いいたします。

○**市民生活課** 改革項目 9 「地域コミュニティプランに基づく活動の支援」の、地域コミュニティプラン作成の進捗状況と今後の見直しについて、回答いたします。

地域コミュニティプランについては、平成 26 年度までに全 32 地区を作成する計画となっており、昨年度までに 9 地区が作成を終えております。平成 26 年度は残り 23 地区が策定に向けて準備を進めており、現時点で 5 地区が策定を完了しております。残る 18 地区の進捗状況と完成見込みですが、18 地区のうち 14 地区は今年度中に完成予定で、残る 4 地区については、現在課題解決に向けた方策を検討し、作業を進めています。来年度当初には完成できる見込みです。市では、引き続き地域コミュニティプランの策定に向けた支援、そしてプランに基づく活動の支援に努めてまいります。

○**委員** 確認ですが、全 32 地区でプランを作成となっておりますが、26 年 7 月現在で作成が完了しているのが 12 地区なので、差引き 20 地区がまだ作成途中ですよね。20 地区の内訳を教えてください。

○**市民生活課** 5 地区が終わっているので、残り 27 地区の作成が必要となります。今の状況では、14 地区が既にプランを策定し、活動を展開していて、来年度末までに 13 地区が策定できる見込みになっています。27 年度の早い段階で完成する予定です。

○**委員** かなり予定が遅れているので、予定どおりに進めていただきたいです。

○**執行機関** それでは、第 1 の基本的方向「市民視点に立った行政サービスの提供」の質問に移らせていただきます。改革項目の 2, 4, 5 について、順次回答をお願いいたします。

○**行政改革課** 改革項目 2 「窓口サービスの見直し」の、総合窓口設置に向けた検討の進捗状況とマイナンバー制度を念頭に置いた窓口サービスのオンライン化拡充について、回答いたします。

総合窓口設置の検討につきましては、平成 26 年 5 月に市の補助機関である総合窓口設置検討委員会を設置し、窓口移動を少なくすること、窓口手続の簡素化及び迅速化が図れるようにすることなどを盛り込んだ総合窓口設置に係る基本方針を決定しました。その基本方針に基づき、総合窓口設置検討部会や各窓口担当者によるワーキンググループ

において検討を進め、取扱業務や運営方式、レイアウトの概要がまとまり、現在は総合窓口設置基本計画案を策定中です。

また、総合窓口設置における課題としましては、取扱業務が一箇所に集中することにより繁忙期の混雑が想定されますので、手続の分かりやすい案内や繁忙期の混雑緩和、少ない窓口移動などを検討してまいります。

○情報政策課 次に、マイナンバー制度を念頭に置いた窓口サービスのオンライン化拡充についてですが、マイナンバー制度は、国や地方公共団体における情報連携を進め、より簡素化された高度な行政サービスを実現すること等を目的に、住民一人一人に個人番号を割り振るものであります。

市での利用は平成 28 年 1 月から始まり、平成 29 年 1 月には国の機関間、平成 29 年 7 月には地方公共団体間の情報連携が開始され本格的な運用が行われる予定となっております。個人番号の利用につきましては、番号法施行後 3 年を目途として利用範囲の拡大について検討が加えられることとなっているものの、当初は、社会保障、税及び災害対策の分野に限られております。

制度が導入されることで、各種申請時における添付書類が省略され、住民の負担は緩和されますが、更なる市民サービスの向上を図るため、インターネットを通じて行政機関側から一人一人に合った行政サービスのお知らせをするプッシュ型サービスや複数の行政機関に対して必要な申請等の手続を一度に済ませるサービスについても検討してまいります。

また、本市では平成 16 年度から、インターネット上で住民票等の各種証明書の交付請求などの手続ができる「いばらき電子申請・届出システム」を、茨城県及び県内市町村と共同により運用しております。このシステムにおきましては、次年度以降、証明書の交付手数料等について、クレジット収納が可能となるよう検討を進めることとしており、インターネット上でサービスが完結できる環境の実現を目指しているところでございます。

○みとの魅力発信課 改革項目 4 「行政情報提供及び水戸の魅力発信の充実」のうち、市民周知 PR 冊子、子ども向け HP の完成時期と公表予定及び HP を分かりやすくするための改善・工夫、サイト開設の PR について、回答いたします。

本市の魅力を広く発信し、市のイメージアップと交流人口の増加を図るためには、市外のみならず、市民にも広く周知し、郷土愛を醸成する必要があります。このため、平成 25 年度に市民周知 PR 冊子の創刊号となる「偕楽園公園ガイド」を発行し、偕楽園公園全体を紹介したところです。今年度は、中心市街地に特化したものとし、店、スポット、イベント等を紹介することで、まち歩きを楽しんでもらえるような市民周知 PR 冊子を平成 27 年 3 月までに発行する予定であります。

また、子どもの頃から水戸市の情報に触れてもらい、市政に対する関心を持ってもらうことを目的に、概ね小学 3 年生以上を対象にした、子ども向けホームページを平成 27 年 3 月の公開に向けて作成しているところです。イラストを加え、分かりやすい表現にするなど、誰でも理解できるようなホームページとしてまいります。

地元企業の PR や求職者と企業とのマッチングを目的とした水戸市就労支援・企業情報発信サイト「わーく・さいと・みと」については、多くの方に利用していただけるよ

うに、水戸市ホームページのトップページに「わーく・さいと・みと」の画像を添付し、そこからアクセスできるようにするとともに、「広報みと」9月1日号においても、サイト開設の周知を図ったところです。今後、担当課と協議し、より多くの方に利用していただけるようにPRしてまいります。

次に、利用者が使用しやすい行政情報の提供について、回答いたします。

本市においては、タイムリーな行政情報を提供するため、ホームページの充実を図っております。トップページには、特に重要な内容について、画像を活用して表記するなど、見やすさにも配慮したレイアウトとしております。御指摘のありました「広報みと」サイトについては、一覧表に目次を表示することで、各号に掲載されている情報が一目で把握できるように改善してまいります。

今後においても、市民の目線に合った利用しやすいホームページの構築に向けた工夫をしてまいります。

次に、水戸の魅力の情報発信方法についての質問に、回答いたします。

水戸市が発信する情報には、市民に届けなければならない行政に関する情報と、水戸の魅力を伝える情報があります。このうち、水戸の魅力を伝える情報は実に多種多様であり、その内容によって届けるべきターゲットが異なることから、表現や媒体についても検討しながら発信を行う必要があります。この2種類の情報を掲載するための手段として、水戸市は様々な媒体を試行錯誤しながら運用しています。委員御指摘のとおり、情報提供の手法については、体系的に行う必要があると認識しておりますので、今後も、運用する媒体についての検討を進めてまいります。

次に、水戸の魅力となる資産の点検、整備・充実について、回答いたします。

本市では、市のイメージアップと交流人口の増加を図るため、様々な分野における魅力を、様々な媒体を駆使して発信するとともに、マスコットキャラクターの活用や、シティセールスマガジンの発行、フィルムコミッションの推進など、新たな事業を取り入れながら、時代の変化や社会のニーズに即した、戦略的なPRに努めているところです。また、市民一人一人が、セールスパersonとして、水戸の魅力を積極的に認識し共有するなど、意識や機運の醸成を図ることも必要であると捉え、市民PR冊子なども発行しております。

委員御提案の、策定された第6次総合計画に掲げてある4つの施策の柱に立った情報発信という視点は、御指摘のとおり、水戸市の持つ魅力を分類して情報提供を行うこととなるため、効果的な手法と考えられます。

また、水戸の各種の資産を「魅力資産」として登録し、魅力の整備や充実を行うことにつきましても、それぞれの魅力を磨き上げ、より戦略的な事業展開を進める上で、大変意義があると認識しております。頂きました御提案につきましては、より効果的な手法を検討し、今後の情報発信業務に反映してまいります。

最後に、市民懇談会及び行政懇談会の定期的な実施について、回答いたします。

市民懇談会は、市長を始めとした市執行部が、市民の皆様と直接話し合うことのできる大切な機会であり、市民と行政との協働によるまちづくりを進めていくために、大変重要であると考えております。平成23年度からは、市長任期中4年間に、住みよいまちづくり推進協議会全地区の32地区において開催することとして、計画的に進めてまいり

ました。今年度は、11月27日現在6地区において実施しており、今年度中には計画どおり7地区実施してまいります。

平成27年度からの市民懇談会開催につきましては、地区会と市長のスケジュール調整や、開催までの準備に3か月を要することなどを鑑みて、市長任期中の4年間で住みよいまちづくり推進協議会全32地区を一巡し、開催する予定としておりますが、実施主体となる地区会と協議し、意向を十分把握した上で実施してまいります。

行政懇談会につきましては、平成7年度から、市民各界各層から専門的な角度により、市政運営の参考とするために年に1回の実施計画により各種団体等と懇談を行ってまいりました。平成23年、24年度には未来を担う若者の意見を市政に反映していきたいとのことから大学生などから意見を聞く「みと・未来・ラウンド」を開催し、平成25年度は、水戸市第6次総合計画の策定に当たってまちづくりの提言を計画に反映させるため「魁のまちづくり地域懇談会」を5回実施し、今年度は、連合茨城中央地域協議会と行政懇談会を1回実施してきたところであります。

今後につきましても市政に対して幅広い御意見・御提言を頂くために多種多様な団体と多くの懇談ができるよう検討してまいります。

- **委員長** それでは、第1の基本的方向「市民視点に立った行政サービスの提供」の質問に移らせていただきます。改革項目の2, 4, 5について、順次回答をお願いいたします。
- **委員** 窓口サービスの見直しについて、総合窓口設置の検討状況は分かりました。マイナンバー制度については、個人番号カードが来年の10月から発行になり、再来年の1月から運用が始まりますよね。来年の10月にはカードが個人の手元に届くとなれば、期間的には半年しかないのですが、市の取組はどうなっているのか教えていただきたいです。
- **情報政策課** 補足説明をいたします。個人番号を割り振って、平成27年10月から通知カードを郵送で配布します。平成28年1月からは、個人の申請によって個人番号カードを配布します。現在は、情報連携をするために国でシステムを構築し、市でネットワークをつなぐための事業など、既存のシステムの改修や、各課の情報をつなぐためのシステムの構築を進めています。
- **委員** 予定通り進んでいるということですね、ありがとうございました。それから、説明を聞いて市民PR冊子の位置付けをようやく理解できました。創刊号として偕楽園ガイドが去年発行、第二弾として中心市街地の冊子を発行するというのですね。第3号以降の計画はありますか。
- **みとの魅力発信課** 3号、4号も発行したいので、来年の予算要求をしていきたいと考えています。例えば水戸の教育や歴史について、興味を持った人がすぐに情報を手に入れられるようなものを考えています。発行は年に1回になるかもしれませんが、継続して作っていきたいと考えています。
- **委員** 体系的に整理されていて、年間計画に基づいて発行されていることが分かりました。偕楽園ガイドを初めて見た時は、これは何だろうと、市の予算が余ったから作ったのかと思いました。水戸の周知PR冊子の存在が、一般市民に認知されていないように思います。冊子の意味付けを市民が理解できるように、広報やホームページで周知していただけたらと思います。

次に、ホームページで広報みとを過去の記事から検索すると一覧表が出ますが、その中で何月号を見れば、目的の記事にたどり着くのが分かりませんでした。数日前に検索したところ、11月号からは目次が表示されるようになっていて、非常に見やすくなったと思います。広報みとに限らず、いろいろな情報を発信されていますが、トップページからアクセスでき、探しやすいように、見る人の立場になったホームページとしていただきたいです。

魅力の発信の充実については、いろいろな情報が盛りだくさんで掲載されていますが、それぞれのサイトでどういう情報があるのかが分かりません。一つ一つ見ると時間がかかり、内容も分かりません。関心の度合いは人によって違うので、一覧表のところで、このサイトを見ればこういう情報があると分かり、関心がある情報にすぐアクセスできるようにしてほしいです。

私が特に関心を持ったのは、シティセールスマガジンで、ミトノートという冊子の創刊号と第二号が発行されています。いずれも内容が深い情報で、読む人の関心を引くものだと思います。しかし、ミトノートの存在をどれくらいの人知っているのか疑問です。発行は今年の8月ですが、今後の発行予定を教えてください。

○みとの魅力発信課 ミトノートは、現在2号まで発行しており、テーマは1号が千波湖、2号が農業です。一昨年度の予算で初めてミトノートをつくり、3月に発行しました。冊子は1万部印刷していますが、主に首都圏の観光施設や文化施設においてPRしています。シリーズ化しているので、今3号を作っており、テーマは働く人です。私の考えとしては、年に1冊ずつ発行していき、いずれは電子ブック化して、関心を持った人が見られるようにしたいです。シティセールスマガジンなので、すぐに観光・集客につながるわけではなく、水戸の良さをじんわりと感じ取れるものにしていきたいと思っています。発行部数が少ないため電子版で発行しており、何冊かできたら、合冊して本にしたいと考えています。

○___委員 冊子なのに印刷物はないので、ホームページでしか見られないものかと思いました。

○みとの魅力発信課 1万部なので、市民の皆様に配れるほどの部数がありません。来年度は部数を増やし、市民センターなどにも配布したいと考えています。既に市内のホテルの客室に置いていて、読んだ方が「次は家族と来てみよう」と思い、リピーターとなってくれることを期待しています。

○___委員 提案ですが、希望者には有料にしてもよいと思います。

○みとの魅力発信課 ありがとうございます。検討いたします。

○___委員 次は、水戸の魅力となる資産の点検・整備・充実についてです。水戸には歴史的な資産や自然資産があります。ただそれが、あまりにも磨かれていません。水戸は質素、素朴な文化であり、それも一つの魅力かもしれません。しかし、世の中にPRする力をつけるためには、魅力を充実させていく取組が必要で、行政だけでなく市民一人一人が意識を持って取り組む必要があります。魅力を発信するための資産にどのようなものがあるのか、計画や体系図が必要ではないでしょうか。体系図は水戸市としてお持ちですか。

○みとの魅力発信課 おっしゃる通り、一つ一つのものを磨きあげていく必要があります。

体系図はありませんが、元となる水戸市第6次総合計画がそれに当たります。

- ___委員 水戸市第6次総合計画は、個別の資産が具体的なかたちにはなっていませんよね。これらをどうやって育てていくのかという計画を、個別かつ綿密に考える必要があります。まだ手がつけられていない資産についても、体系的にしていくべきです。
- みとの魅力発信課 私も体系的にする必要があると思います。組織の事務分担の都合もありますが、検討していきます。
- ___委員 市民懇談会ですが、各支部からあまり要請がないという話があったように思います。つまり、各地区は市政に関心がないのかもしれませんが。市政に関心があれば、もっと意見があると思います。懇談会が活性化される必要を感じています。
- みとの魅力発信課 市民と市長が接する機会として、行政が間に入るものが市民懇談会です。それ以外にも市長はかなり地域に行っており、高齢者クラブや女性会の総会に出ています。市長自らは、時間がある限り、地域に行っています。そこで聞いた情報を基に、私達に指示を出す場合もあります。この間も会ったからいいよと、会長さんから言われることもあります。しかしおっしゃるとおり、市民一人一人が市政に関心を持つ必要があります。市民意識の喚起になるようなことをやっていきたいと考えています。
- ___委員 年間計画を立てて、スケジュールをきちんと管理するべきだと思います。
- みとの魅力発信課 年間計画については、4年間での地域の割り振りを、地域の人と決めていきます。4年間だと平均8回であるため、議会やお盆休みなどの都合で予定が集中してしまい、ある程度の時期に開催することになるのが現状です。
- ___委員 いろいろな理由があると思いますが、市長の空いている時間にあらかじめ当て込み、割り振ってスケジュールを立ててほしいです。
- ___委員長 他になれば、10分休憩にします。
(休憩)
- ___委員長 それでは、第3の基本的方向「質の高い行政運営の推進」の質問に移らせていただきます。改革項目の11、13、15について、順次回答をお願いいたします。
- 幼児教育課 改革項目11「保育所・幼稚園の適正配置」の、子ども・子育て支援新制度移行に伴う入所手続への丁寧な対応と申請書記載項目の適正配置への活用について、回答いたします。

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートする予定です。新制度移行について、現在までの進捗状況ですが、私立幼稚園、認定こども園、民間保育所の方々と意見交換をしながら、8月に新制度の内容や手続の方法などを記載した保護者向けパンフレットを作成し、配付したところです。また、広報みとやホームページにおいても、幼稚園、認定こども園、保育所を利用する際には、新規の手続として1号、2号、3号などの支給認定を受けていただく必要があることなどを周知に努めているところです。

現在、来年度から利用される方々や引き続き利用される方々に対し、各園を通して、支給認定申請書の提出をお願いしているところです。利用者の方々に対しましては、今までと違い、御記入いただく書類等が多くなるなど、御迷惑をかけているところもございます。今後につきましては、なお一層丁寧な説明と、対応に努めるとともに、随時最新の情報を発信し、保護者の皆様が困惑しないよう丁寧な情報提供を行ってまいります。

委員御指摘のとおり、今回利用者の方々から御提出いただく申請書には、保育所、幼

稚園の適正配置を検討する上で貴重な情報であると考えております。この情報を参考とし、新しい幼児教育振興基本計画や適正配置の作成を進めてまいります。

○**行政改革課** 改革項目 13「事務事業の見直し」の、事務処理マニュアル作成の進捗管理について、回答いたします。

実施状況に記載されているマニュアル作成率は、分母には各課の行う事務のうち、国や県などにおいて作業の手順が示されているものなどを除く作成が必要な事務数を、分子には作成済のマニュアル数を使用して算出しています。

平成 26 年 9 月 30 日現在、分母となる作成が必要な事務数は 1,516 であり、前回(1,411)から 105 の増となっております。これは、事務の見直しにより事務を細分化したのものや、新たにマニュアルの作成対象としたものが増えたためです。また、分子である作成済マニュアル数は 1,132 であるため、作成率は、 $1,132/1,516=74.7\%$ となります。

今後とも、早期に全部署での作成が達成されるよう、個別に働きかけを行うなどマニュアル作成を推進してまいります。

○**情報政策課** 改革項目 15「情報技術活用の推進」の、マイナンバー制度の長所を生かした行財政システムの検討について、回答いたします。

情報技術を活用した行政サービスの拡充につきましては、本市では平成 16 年度からインターネット上で住民票等の各種証明書の交付請求といった手続きができる「いばらき電子申請・届出システム」を茨城県及び県内市町村と共同により運用しております。このシステムにおきましては、次年度以降、証明書の交付手数料等についてクレジット収納が可能となるよう検討を進めることとしており、インターネット上でサービスが完結できる環境の実現を目指しているところです。

さらに、委員御指摘の社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度につきましては、平成 28 年 1 月から個人番号カードの交付が始まり、平成 29 年 1 月には国の機関間の連携、そして平成 29 年 7 月からは地方公共団体間の連携が開始されることとなっております。また、平成 29 年 1 月には、インターネット上で様々な行政サービスを実現する「マイ・ポータル」が設置される予定でございます。「マイ・ポータル」は、市民一人一人に合った行政情報などをお知らせするプッシュ型サービスや、複数の行政機関に対して必要な申請等の手続きを一度に済ませることができる機能が付加されるものとされており、行政サービスのオンライン化の推進に大きな効果をもたらすものと認識しております。

本市といたしましても、今年度設置した水戸市個人番号利用等検討委員会におきまして、マイナンバー制度の長所を十分に発揮できるよう、既存のシステム環境の見直しを行うとともに、本市独自の利用に向けた検討及び条例等の制定など多角的な検討を進め、さらに便利さを実感できる電子市役所の構築を推進してまいります。

○**委員長** 質問に対する回答を頂きましたが、これに関連して御意見、御質問などがありましたら、お願いいたします。

○**委員** 来年度から始まる新制度の準備を進められていて、広報みと、ホームページなどで丁寧に周知していますが、制度が複雑なので市民が見ただけでは分かりづらいと思います。それから、提出書類が大変なボリュームですよね。書類をどこに提出するのか、何号に認定されるのかによって提出先が違います。保護者に対しては、十分すぎる

くらい説明しないと、なかなか理解してもらえないのではないのでしょうか。自分の子ども場合は幼稚園に申し込んだらいいのか、認定こども園なのか、選択先の判断が分からないのではないのでしょうか。行政側からのサポートや親切な対応が大切だと思います。

○**幼児教育課** この新制度は、国で消費税10%を前提に構築した、約1兆円規模の事業です。消費税の先送りにより財源が確保されない中で始めることになり、市町村は制度の細かいところが分からない状態で進めています。しかし、一番困惑する保護者への対応は、丁寧に進めていきたいと考えています。

○**委員** 対象者は把握していて、制度の変更は通知などを送付していると思いますが、書類を見ただけでは理解できないでしょう。説明会を開催するなど、きめ細かな対応をしないと保護者が困ってしまいます。幼稚園、保育所、認定こども園のいずれにも入れない場合は、どのように対応していくのですか。

○**幼児教育課** 新たな認定は、1号から3号認定があります。3号認定については、育児が必要な0歳児から2歳児です。3歳児から5歳児のうち、保育の必要がなく幼稚園に通う児童は2号認定、保育の必要がある児童は1号認定となります。1号認定については保護者が選べますが、2号については選べません。水戸市は2号、3号の待機児童が多いです。保育所の待機児童の方は、これまで認可外保育所に入っていました。認可外保育所についても、行政に何ができるかを考えていかなければなりません。その他新たに、地域型保育制度があります。これは保育所によらないもので、小規模保育、居宅保育などの新しい保育を自治体で展開し、あふれたニーズを充足していくものです。

○**委員** 認可外保育所がなくなるのかと思いました。認定こども園とか保育所に入れない場合はどうするのかと、保護者も心配すると思います。全体像を保護者が悩まないように、説明会などで細かい説明をしてほしいと思います。

○**委員長** ありがとうございました。

○**委員** 事務事業の見直しについては、マニュアルの見直しの件数の報告がありますが、母数が結構変わっているので、その時点における見直しが必要な件数を分かりやすくしてほしいです。

○**行政改革課** 母体の事務数は、新たな制度や権限移譲によって変わります。今後は、そういう理由も分かるようにしてまいります。

○**委員** 情報技術の活用については、便利になることが分かりました。ただ、支払に関して、クレジットカードで支払うということに、非常に抵抗があるのではないかと思います。インターネットでも、番号が盗まれるなど危険があります。クレジットカードに代わるものの検討が必要ではないのでしょうか。検討いただきたいです。

○**情報政策課** 電子申請届出サービスについては、県と市町村の共同でシステムの整備を進めています。現在は、住民票の交付や水道の使用の申し込みなど、用途が限定されています。現在のシステムの中では、手数料を払うことまではできないので、システムの中で支払まで完結するようなシステムになるよう、協議会の中で検討してまいります。

○**委員長** ほかにございますか。

(意見なし)

それでは、次に第4の基本的方向「将来を見据えた財政基盤の構築」の質問に移らせていただきます。改革項目の23、28について、順次、回答をお願いします。

○**財政課** 改革項目 23「財政分析と公表」の、水戸市財政の現状の公表時期について、平成 24 年度決算に基づくものを、平成 25 年 9 月にホームページで公表しました。その後、類似団体のデータ部分を修正しましたので、ホームページの最終更新日は御指摘のとおり平成 25 年 12 月 2 日と表示されています。なお、平成 25 年度決算に基づく水戸市財政の現状につきましては、現在作成中ですので、完成したら公表してまいります。

中期的財政見通しにつきましては、変化の大きい地方行財政環境を的確に反映するため、毎年度修正を行い公表しているものです。

今後も更に分かりやすい公表に努めてまいります。

○**収税課** 改革項目 28「収納率の向上」の、収納率向上に向けた収納体制の検討について、回答いたします。

平成 26 年 10 月末現在において、現年度 72.1%、滞納繰越分 18.1%、合計 67.7%、前年度同月と比較し、2.0 ポイントの増という状況であります。

市税等の収納対策に関する全庁的な取組については、収納対策本部において横断的に調査・検討を行っているところであります。これまでの実績として、効果のある手法等を紹介するなど情報の共有化を図ったり、収入未済額の縮減及び債権の適正管理を図るため、債権管理事務の基準となるマニュアルの作成や、徴収方法の有効な手段の一つである支払督促のマニュアルを作成するなど、全庁的に収納対策の強化を図ってまいりました。

その結果、市全体における収入未済額については、年々縮減しているものであります。今後も、収納対策本部において、本市の収納対策の在り方については積極的に調査・検討を進め、全庁的な市税等の収納率の向上に努めてまいります。

○**委員** 水戸市の財政の現状の公表の時期はいつですか。

○**財政課** 通常は毎年 9 月です。

○**委員** 既に公表されているのかと思い検索しましたが、まだ掲載されていませんでした。去年は 12 月でしたね。

○**財政課** 昨年度 9 月は公表していましたが、最終更新日の都合で、12 月 2 日と機械的に表示されました。ページの中の一文字でも修正した場合、その日付が表示されるためです。今年度の分については、議会の都合でスケジュールが遅れており、公表が遅れています。

○**委員** 中期的財政の見通しについては、この委員会がスタートする時に、基礎的な収支がどのように推移していくのかを指摘しました。定期的に変化していることを公表してもらえると、市民も非常に分かりやすいと思います。広報みとで公表されているものと中期的財政の見通しでは、数値が違うので疑問に思います。

○**財政課** 地方自治体の財政は、市民には馴染みが薄いものです。一般的には、一般会計、特別会計、企業会計の三つがあり、中期財政見通しは一般会計ベースで作成しているため、数字に差が生じます。前回の委員会での御指摘を踏まえて、数字の関連性についても付属資料を作成してホームページで公開するなど、工夫しています。財政計画と行政改革の取組を比較できることが重要であるため、毎年度作成していきたいと考えています。

○**委員** 支出は絶対に出てくるので、国からの予算が足りなければ、扶助費が圧縮さ

れますよね。水戸市の財政規模はどれくらいなのかと、一般市民には分かりづらくなっています。いつまでもこういうやり方で良いのかという疑問もあります。

- ___**委員長** 収納率の向上については御質問等ございますか。
- ___**委員** 収納率の向上は非常に頑張ってもらってる。成果も出てきています。同じ滞納者はあちこちで滞納していると思うので、各担当部署が進めていくと、あるところに集中していくのではないかと思います。どこか一か所で統一できれば、非常に効率的に収納できると思うので、ぜひ検討していただきたいです。収納対策本部はそういう役割のものですか。
- 収税課** 収税課の収納率は、年々向上しています。水戸市自体の収納率は上がってきていますが、特例市や県内の他市町村と比べると、平均より低いのが現状です。一元化という話もありますが、まずはそれぞれで収納率を上げていき、最終的には平成 35 年度に 95%という目標に向けて、全力で取り組みたいと考えています。一元化をしている組織を設けている自治体もあるので、情報を集めて検討してまいります。
- ___**委員** マイナンバー制度も始まるので、個人単位で収納するという体制も良いのではないかと思います。
- 収税課** 効果のあった取組などの情報を、収納対策本部で共有化しています。また、担当で知りたい情報があれば収税課に声を掛けてもらうようにしています。徴収の一元化については、他市でも近年始めた取組であるため、他市の状況や実績を見ながら検討してまいります。
- ___**委員** 収納率については、クレジット払いに問題があるということですが、税金や料金の種類により、クレジット払いとそうでないものがあります。クレジット払いも選択できるようにしていくべきです。水道はクレジット払いもできますが、固定資産税や国民健康保険税はできないのですか。
- 収税課** 税金でも、今年度から、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税、市民税の 4 税についてクレジット払いを導入しました。
- ___**委員長** 第 5 の基本的方向「行政運営を担う職員の資質の向上」については、質問がありませんでした。
- それでは、事前に提出をいただきました御質問とそれに関係するものについては以上で終わらせていただきますが、その他行財政改革について、御質問や御意見等がございましたらお願いいたします。
- ___**委員** 図書館の指定管理について、どの程度まで指定管理者が行うのですか。
- 行政改革課** 資料②の 22 ページ備考欄に答申概要があります。図書館協議会から「条件付での指定管理者制度導入（中央図書館は直営、地区館 5 館を導入対象とする）」と意見がありました。それに基づき、内部で決めているところです。
- ___**委員** 内容的にはどうなりますか。図書館の管理運営を全部任せるとか、機能が変わるとか。
- 行政改革課** 指定管理の運営に当たっては、サービスの向上を考えています。例えば、開館時間の延長などです。指定管理者制度は、市が直営していたものを、管理の権限自体を委任することになるので、指定管理が管理を行うこととなります。
- ___**委員** 市が決めた予算額で依頼し、それに沿って指定管理者が管理運営をしていく

ということですか。

- 行政改革課** 指定管理者の決定方法ですが、市がいくらで事業をやるという金額の上限を決め、それぞれの指定管理者からのどういったサービスができるかという提案に基づき、金額とサービスを包括的に考え、候補者を決めます。サービスが良くて金額が少ないのが理想ですが、全体的なバランスを見て検討します。
- 委員** 今までの図書館の機能を、そっくり委託するということになりますか。将来的な地域との連携等は考慮に入れず、今までの考えのままで進めることになりますか。
- 委員長** 指定管理者に任せる理由として、職員数が足りないために民間に任せるということがあります。
- 委員** 私は図書館協議会に出っていますが、全国的な流れとして、図書館の役割は図書の貸出だけでなく、地域活性化の拠点になってきています。水戸市でも職員の数が決まっている中で、より一層のサービスの充実をしたらどうかという議論がされました。委員会の方向性では、指定管理を導入したらどうか、という報告をただけです。全国的な流れとして、貸出機能だけではない図書館を求めているのだと思います。市民の皆さんにも、時代の流れというものを御理解いただいて進めていければと思います。
- 委員長** 民営化というのは一つの流れなので、民間に任せるところは任せて、効率的でより良いサービスを提供できることも、民営化のメリットの一つです。
- 委員** 市だけではできないことを、プラスアルファで行うイメージです。
- 委員長** そうでないと、民間に任せる必要がありません。現状、生活の中で委員の皆様も気づくことがあると思うので、ぜひ意見をお寄せ願いたいです。事前に提出していただければ、担当課からも回答がもらえます。

それでは、ほかに御意見がなければ、質疑を終わりにしたいと思います。

委員の皆様には、貴重な御意見を多数頂き、ありがとうございました。各委員から頂きました御意見等も踏まえて、行財政改革の一層の推進を図っていただきたいと思います。